



【町並み保存地区周辺地区版】

竹原市景観計画（案）説明会の概要

問い合わせ
竹原市役所 建設部 都市整備課
TEL.0846-22-7749 FAX.0846-22-8579

町並み保存地区周辺地区の説明会を行いました。

（開催日：令和3年7月28日（水）18：30～）

竹原市景観計画（案）説明会内容の概要（抜粋）

（1）重点地区の景観づくり（町並み保存地区周辺地区）



【景観形成の方針】
町並み保存地区と一体となった歴史景観づくり

区域設定の考え方

歴史的景観の保全及び形成を図る区域として、**伝統的建造物群保存地区（町並み保存地区）周辺の主要沿道及び西方寺（眺望点）から連続した町並み景観が望める区域を設定**

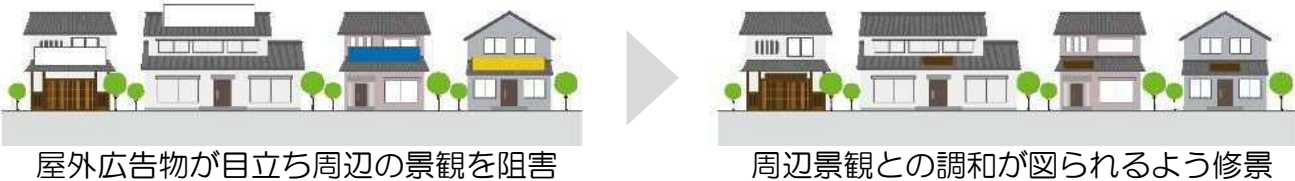




（2）良好な景観形成のための行為の制限

（重点地区内で、これから何をしていくのか）

事項		景観形成基準	
建築物	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 町並み保存地区とその周辺地域の景観の保全及び一体的な歴史まちなみ景観の形成に努める。 西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観の保全に努める。 	
	① 形態	<ul style="list-style-type: none"> 原則木造とする。ただし、規模等によりやむを得ず他の構造とする場合は、周辺の景観と調和するよう工夫する。 建築物の高さは原則10m以下とする。 屋根は勾配屋根及び瓦屋根とする。ただし、やむを得ない場合は、周辺の景観と調和する形態とする。 	
	② 意匠	<ul style="list-style-type: none"> 外観は和風調とし、コンクリート金属等の物量感を感じさせないものとする。 建築設備等は、道路から見えない場所に設置する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物と一体性が図られるよう工夫する。 	<p>エアコンの室外機がむき出し 囲い（ルーバ）による修景 木製ルーバによる修景例</p>

(2) 良好な景観形成のための行為の制限 (重点地区内で、これから何をしていくのか) つづき

事項		景観形成基準	
建築物	② 意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。  <p>屋外広告物が目立ち周辺の景観を阻害 → 周辺景観との調和が図られるよう修景</p>	
	③ 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 別に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物に調和する色彩とするよう配慮する。 屋根は、西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、彩度0(黒、灰色等の無彩色(N))とするとともに、周辺景観と調和するよう配慮する。  <p>※この色以外にも利用可能な色は多数あります。</p>	
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 塀、門、垣等は当該建築物及び周辺の景観と調和するよう配慮する。 屋外広告物は周辺の建築物や景観と調和するよう自然素材の使用や意匠の工夫を行うとともに、色彩については建築物の色彩基準(強調色)に準拠する。また、極度に強い光や点滅を伴うネオンサイン等の使用は避けることとする。 地上設置型の太陽光発電設備等は道路や西方寺普明閣等の近隣の視点場から望見できる場所への設置を原則禁止とする。 屋根等へ設置する太陽光パネル等についても、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。  <p>極度に強い光や点滅で周辺の景観を阻害 → 極度に強い光を伴わないよう配慮 太陽光発電設備等が道路沿いに面している → 道路から目立たない位置へ設置</p>		

(3) 重点地区内の届出対象行為 (どういった行為に届出が必要か)

行為	届出の対象
建築物の新築増築、改築 移転、撤去	<ul style="list-style-type: none"> 規模を限定しない。(全ての建築行為で届出が必要)
建築物・工作物の外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観の変更については規模を限定しない。(全ての行為で届出が必要) 工作物の新築、増築、改築、移転、撤去に係る事項に該当する施設のうち、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ10㎡を超えるもの

※上記以外の行為については、現在(ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例)と同様の届出対象となります。

(4) 説明会での主な意見

- 伝統的建造物群保存地区外の方の参加者が少ない。この計画の事を知らない人もでてくると思われる。生活に関わることなので、今後条例制定までに周知を徹底するべき。
- 今から新たに建物を建てることや、改築する際にこの規制や届出の対象で、今住んでいる方に直ちに何か求めるものではないのか。(回答：はい。条例制定後の建築や改築等の行為が対象です。)
- 伝統的建造物群保存地区に住んでいるが、これまで、看板を立てる際に届出が必要であったが、他に住んでいて困ることはなかった。特に心配はいらなと思う。
- いざ、新築する際に、この計画のことを知らなかったということが無いよう周知を徹底してほしい。
- 外壁の塗替も届出が必要とのことだが、事前に都市整備課へ相談に行けばよいのか。(回答：はい。)
- 黒レンガや御影石の舗装があるが、損傷箇所がたくさんある。また、水路の蓋も修景してあるが、水害で流れ、探しに行って、再度設置してもはまらない。不便なため、対策を検討してほしい。

(5) 今後の予定

今後は、この説明会と、現在実施しているパブリックコメント(市民意見の募集)での意見を反映し、竹原市景観計画(案)を作成します。
その後、景観計画策定委員会での審議、都市計画審議会での意見聴取を行い、竹原市景観計画の策定及び関係条例の制定を行っていきます。